

【雇用機会拡充事業 採択基準（H31.4.1 改正要領）】

○事業趣旨に合致する事業

- ① 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること
（代表的な例：島を代表する产品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの）
- ② 島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で島内に提供する事業者が存在しないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業
- ③ 島外から事業所を移転して行う事業、島外から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業
- ④ 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある事業
- ⑤ 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線LAN（Wi-Fi）整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受入環境整備を伴う事業

※上記の①～⑤のうち、どの項目に合致した事業であるかを明確にして申請してください。

○採択すべきではない事業

事業の趣旨に合致しない以下のような事業

- ① これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- ② 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であつて、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねない事業
- ③ 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- ④ どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業
- ⑤ 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

○複数年計画の審査の厳格化

事業実施者が行う雇用機会拡充事業の計画期間は、原則1年間であるが、特に重要であると認められる事業については、最長で5年間の事業計画を認めることができま

す。特に重要であると認める事業は以下のとおり。

①地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。）

【例】

- ・島の製品のブランド化・販路拡大・付加価値向上
- ・地域商社機能の創出
- ・島全体の人材確保・派遣機能の創出
- ・宿泊施設の魅力向上・協業化
- ・シェアリングエコノミーの導入
- ・DMO 機能の創出
- ・外国人旅行客の呼び込み 等に合致する事業

②屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標、戦略プロジェクトに合致する事業であり、基本目標、KPI の達成に大きく寄与する事業

※雇用を特に拡大させる効果が見込まれない場合は、交付決定しないなどの審査を厳格化

【令和3年度雇用機会拡充事業予算要望額】 2, 250万円（補助金ベース）

予算の範囲内で事業採択を行います。

なお、事業採択された者は事業実施候補者として国へ進達し、国からの交付決定を経て、申請者へ交付決定しますので、**町で採択されても、交付決定できない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。

雇用拡充事業 負担割合一覧

国	県	町	事業者
5 / 10	1 / 10	1. 5 / 10	2. 5 / 10

※交付金の上限

	事業費 上限	国 (5/10)	県 (1/10)	町 (1.5/10)	事業者 (2.5/10)
創業支援	600万円	300万円	60万円	90万円	150万円
事業拡大	1600万円	800万円	160万円	240万円	400万円
〃（設備投資外）	1200万円	600万円	120万円	180万円	300万円